

Q

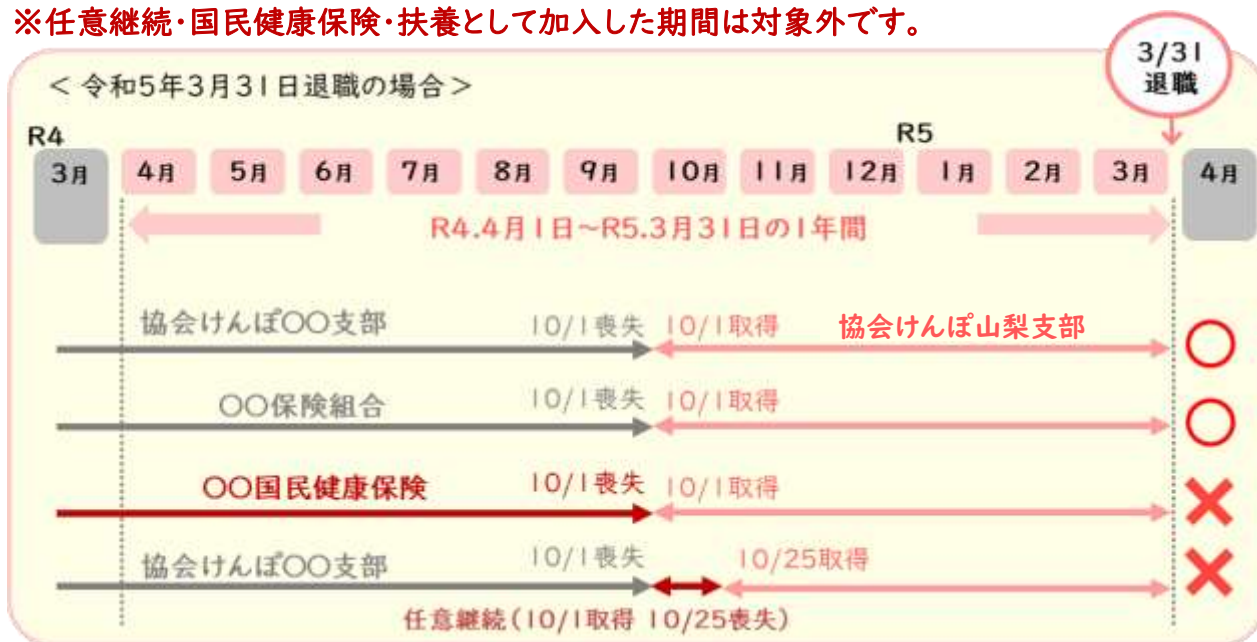
現在、傷病手当金をもらっていますが、
今月末に退職します。退職後ももらえますか?



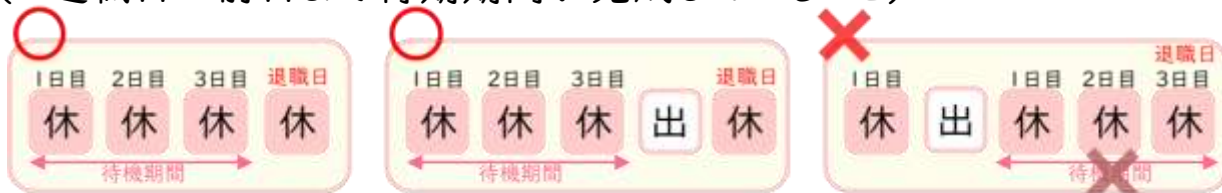
A

5つの条件を**全て満たせば**支給を受けられます。

- 1 退職日までに被保険者期間が継続して1年以上あること
※任意継続・国民健康保険・扶養として加入した期間は対象外です。



- 2 退職日の前日までに連続して3日以上休業していること
(=退職日の前日まで待機期間が完成していること)



- 3 退職日に出勤をしていないこと ※公休や有給は出勤扱いになりません。
- 4 失業給付を受けていないこと ※失業給付は働くことができる人に対する給付のため
- 5 退職後(=健康保険の資格喪失後)も同一傷病により、継続して労務不能であること